

さいたま国際芸術祭基本構想（改訂版）

令和4年1月

目 次

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 基本的な考え方</u>	2
<u>(1) 開催目的</u>	2
<u>(2) 開催方針</u>	5
<u>ア 基本方針</u>	5
<u>イ 展開方針</u>	6
<u>(3) 期待される効果</u>	8
<u>3 開催構想</u>	10
<u>(1) 名称</u>	10
<u>(2) 開催年及び開催時期・会期</u>	10
<u>(3) 会場</u>	10
<u>(4) 事業規模</u>	11
<u>(5) 広報活動</u>	11
<u>4 開催体制</u>	12
<u>5 スケジュール</u>	13
<u>参 考 資 料</u>	15

1 はじめに

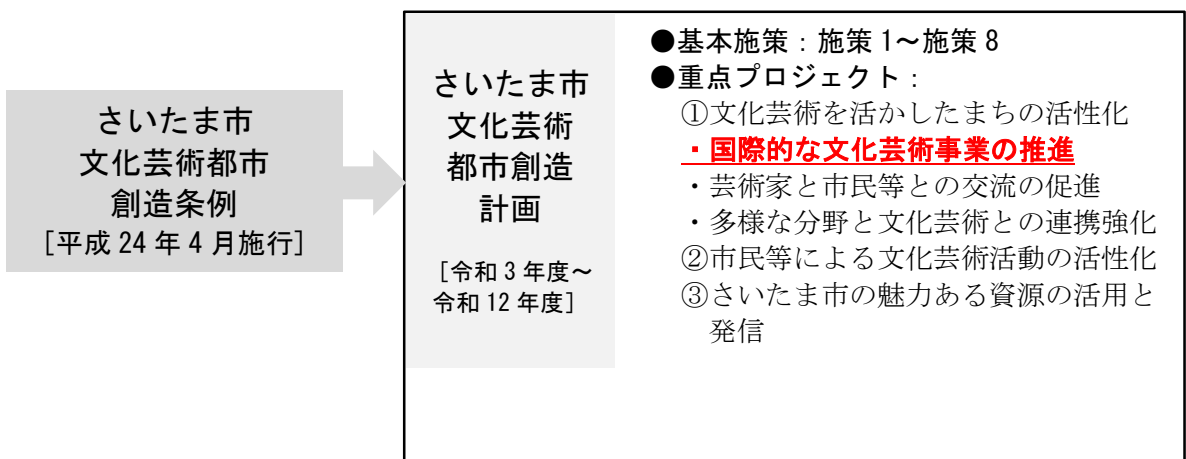
本市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、さいたま市文化芸術都市創造条例（以下「文化芸術都市創造条例」という。）を制定し、平成 24 年 4 月より施行しました。

本市が目指す「文化芸術都市」とは、市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市のことであり、当該条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念や市の責務、文化芸術都市の創造のための各種施策の基本となる事項を定めています。

また、当該条例の理念を具現化し、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成 26 年 3 月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定（計画期間満了に伴い、令和 3 年 3 月に改訂）しました。この計画では、本市における現状と課題を踏まえ、特に重点的に実施する「重点プロジェクト」の 1 つとして、「文化芸術を活かしたまちの活性化」に取り組むこととしており、その具体的な取組として、また本市における文化芸術都市創造の象徴的・中核的な事業として、国際芸術祭の開催を位置付けています。

この基本構想は、文化芸術に関する意見交換会やさいたま市文化芸術都市創造審議会における調査審議の結果を踏まえ、「さいたま国際芸術祭」の開催に向けた基本的な考え方や開催構想などを取りまとめ、新たに国際芸術祭の開催に関わった経験のある有識者の方々などの御意見をもとに、改訂を行ったものです。

この「さいたま国際芸術祭」を定期的で開催することによって、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、本市の都市イメージの向上やまちの活性化を図っていきたいと考えています。



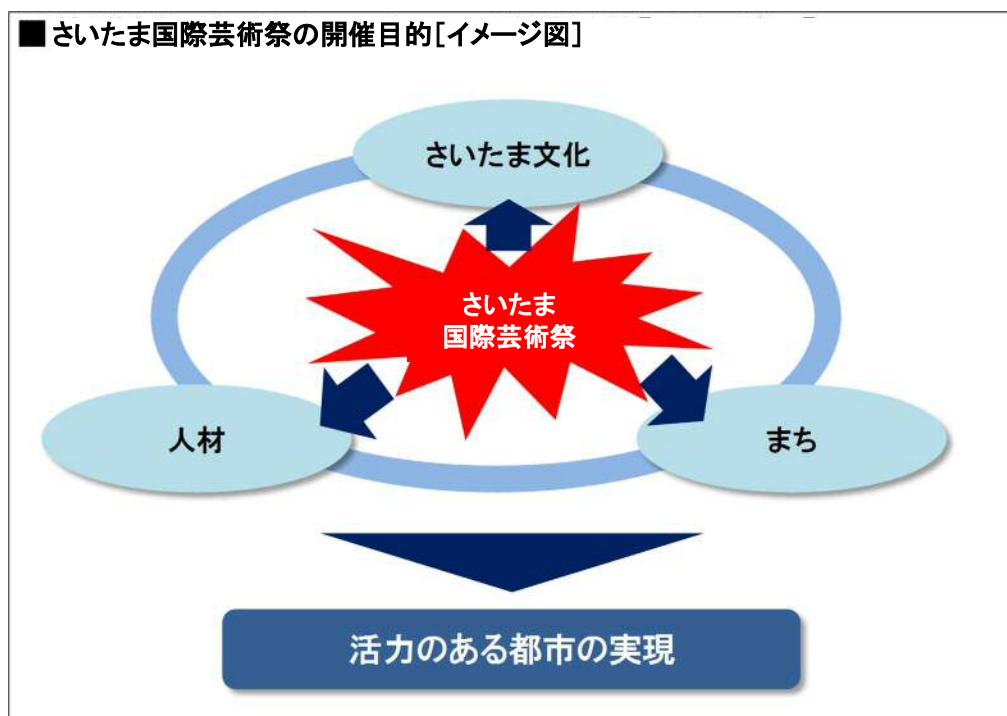
2 基本的な考え方

(1) 開催目的

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

近年、このような文化芸術の持つ創造性と様々なコミュニティや社会への波及力に着目し、それらを産業振興や地域活性化に活用する創造都市の取組が、世界的な広がりを見せており、我が国においても先進的な事例が増えつつあります。

本市においても、文化芸術の持つ創造性や波及力を活用して、地域の活性化を図り、都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造するため、その象徴的・中核的な取組となる「さいたま国際芸術祭」を次の3つの目的のもとに開催します。



①「さいたま文化」の創造・発信

本市は、平成13年5月1日に誕生した歴史の浅い都市です。また、東京への通勤・通学者が多い東京近郊のベッドタウンとして成長してきた「生活都市」であることから、都市としての一体感を高めながら、住んでいる地域への誇りや愛着を高めることのできる新しい都市イメージの確立が求められてきました。

一方で、本市には、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市及び旧岩槻市という、それぞれの地域の長い歴史や生活の中で育まれてきた、盆栽、漫画、人形、鉄道に代表される、多彩で魅力ある有形・無形の文化資源が存在します。

このような状況を踏まえ、「さいたま国際芸術祭」の開催を通じて、市内各地において「古くから培われてきた文化芸術」と国内外の「最先端の文化芸術」が出会い、触発し合う状況を創出することで、本市に根付いている既存の文化をベースに新たな価値を生み出しながら、生活をより豊かにする、さいたま発の先進的な都市文化「さいたま文化」を創造し、発信します。

②さいたま文化を支える「人材」の育成

文化芸術都市創造条例では、文化芸術都市を創造していく担い手は市民等であること、そして市の責務は、市民等の自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うことであると定めています。

本市は、「さいたま国際芸術祭」の開催を通じて、市民一人ひとりが文化芸術に対する理解と関心を深める機会を創出し、豊かな人間性を育み、更には豊かな地域社会の形成につなげます。

特に、本市の将来を担う若者や子どもたちへ質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性や創造性を育みます。

また、文化ボランティアなどといった文化芸術活動を支える人材や文化芸術事業の企画・運営に関わる人材など、本市の文化芸術都市創造を担う中核的な人材の育成を図ります。

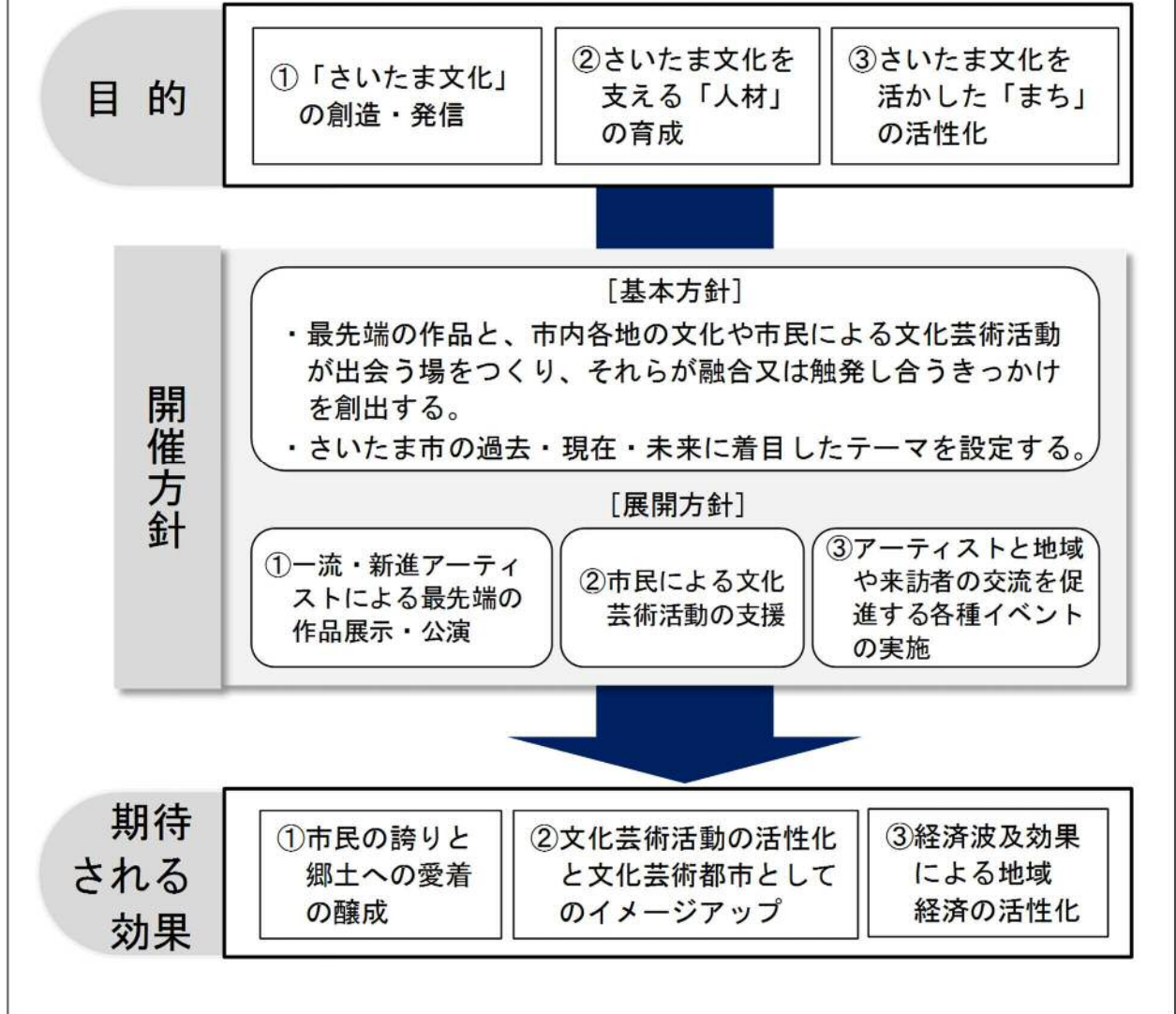
③さいたま文化を活かした「まち」の活性化

文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力を有しており、成熟社会における成長の源泉となるものです。

そのような力を持つ文化芸術を活用した「さいたま国際芸術祭」を開催することによって、国内外から多くの人々が集い、交流する機会を創出するとともに、さいたまの魅力を広く発信します。

また、参加アーティストと市内企業の交流促進を図るなど、文化芸術の持つ創造性や魅力を産業振興や教育、健康福祉などの分野に活用し、まちの活性化を図るとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するといった文化芸術の持つ特性を活かして、地域の結びつきを深め、多様性を受け入れることができる心豊かな地域社会の形成につなげます。

■「さいたま国際芸術祭」開催に向けた基本的な考え方[イメージ図]



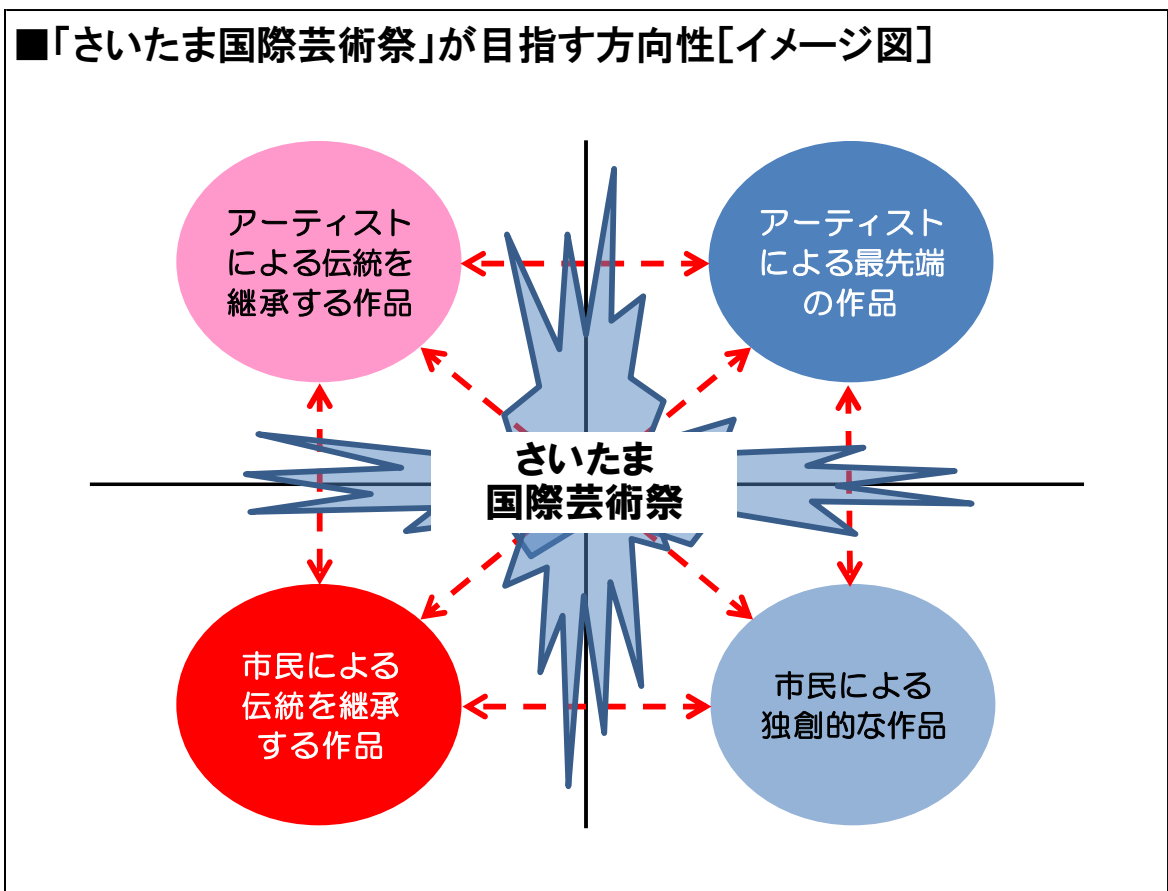
(2) 開催方針

ア 基本方針

(1) に掲げる 3 つの開催目的を実現するためには、文化芸術における「伝統」と「革新」、「アマチュア」と「プロ」といった二項対立の構図を越えて、これらの要素が出会い、触発し合い、新たな文化を生み出しながら、都市の創造性を向上させていくことが求められます。

そこで、「さいたま国際芸術祭」では、プロのアーティストによる最先端の作品を紹介するだけでなく、それらと市内各地において古くから培われてきた文化や、様々な市民による文化芸術活動が会う場をつくり、それらが融合又は触発し合うきっかけを創出します。

■「さいたま国際芸術祭」が目指す方向性[イメージ図]



また、国内における国際芸術祭としては、「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」(2000年～)や「瀬戸内国際芸術祭」(2010年～)のように里山や離島を舞台に地域振興を目的の1つとして開催されるものから、「横浜トリエンナーレ」(2001年～)や「あいちトリエンナーレ」(2010年～)のように大都市の文化芸術施設やまちなかの空きビル等を活用して開催される都市型のものまで、様々な形態のものが各地で開催されています。これらの国際芸術祭においては、それぞれの地域資源を活かした取組が行われており、地域特性との関係が非常に重要な要素となっています。

そこで、「さいたま国際芸術祭」の開催に当たっては、「さいたま市」の過去、現在、未来に着目したメインテーマを設定することとします。

本市は、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた歴史があります。また、その中で育まれてきた盆栽、漫画、人形、鉄道などの多彩で魅力ある地域資源がありますので、そうしたポテンシャルと、現時点で本市と本市に暮らす人々が直面している社会的な課題や今後予想される課題、そして人々が描く夢・願望なども含め、本市と本市に暮らす人々の過去、現在、未来から着想を得た、さいたま文化の創造・発信につながるテーマを設定します。

なお、さいたま国際芸術祭における「国際」とは、単に外国人が参加することのみを意味するものではなく、市民とは異なる背景を持つ外部のアーティストや来場者等から提供される知見や新たな発見を地域の中に融合させるとともに、国際的な視点で考えながら自らの地域で活動するという、いわゆる「グローバル」な概念として捉えています。

イ 展開方針

(1) に掲げた3つの開催目的の実現に向け、設定されるテーマに沿って、特に以下の①～③の取組に重点を置いた事業展開を図ります。

また、事業展開にあたっては、アーティストと参加者、あるいは参加者相互のつながりを生みだしていく場とすることはもとより、アーティストとアーティストが出会うことによりつながりが生まれ、新たなアートを創造する場としていくことが重要です。

なお、①のアーティストによる取組と②の市民による取組の実施に当たっては、相互の連携や交流に配慮することとします。

①国内外の一流・新進アーティストによる最先端の作品展示や公演の実施

国内外の一流・新進アーティストによる、多様な現代芸術に関する最先端の作品展示や公演を実施します。

先行事例の多くは、現代美術の作品展示に基軸を置いています。が、「さいたま国際芸術祭」では、美術、音楽、ダンス、演劇などといった既存のジャンルにとらわれず、領域横断的に、これまでに体感したことのない、人々の常識や既成概念を揺さぶるような先端的な作品を中心に展開し、先進的な都市文化「さいたま文化の創造・発信」を目指します。

また、文化芸術を活かして「まち」の活性化を図るという観点から、社会的状況

に対応する社会実験的活動など、社会への関心や働き掛けを志向するアーティストの作品や、産業やテクノロジー、デザイン、建築などといった他の領域と融合し、市内の創造的活動を誘発する作品などを積極的に取り上げます。

②「市民参加型」の国際芸術祭として市民による文化芸術活動を支援

「共につくる、参加する」という「市民参加型」の国際芸術祭として、市民が主体となっていく、「さいたま国際芸術祭」の開催趣旨に沿った多様な分野の文化芸術活動を支援します。

「さいたま国際芸術祭」においては、アーティストが制作した作品の鑑賞機会の提供だけではなく、子どもから高齢者まで広く、市民が自主的に文化芸術活動に参加できる機会を創出し、「さいたま文化を支える人材の育成」を図ります。

市内では、既に「アートフルゆめまつり」や「人形の里アートフェスティバル」、「南浦和アートフェスタ」など、市民主体のアートフェスティバルが開催されています。こうした動きと連携を図るなど、市民や地域が主体となっていく、「さいたま国際芸術祭」の開催趣旨に沿った様々な文化芸術活動を支援することで、本市に根付く国際芸術祭を市民の皆さんと一緒に作り上げていきます。

また、「市民参加型」の国際芸術祭の開催には、多くの市民の方々のサポートが不可欠です。先行事例では、延べ数千人規模のボランティア、サポーター等と呼ばれる方々が、芸術祭の運営を支えています。これらの方々の活動内容や活動機会の充実を図ることで、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。

さらに、子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、質の高い、多様な文化芸術に触れる機会や文化芸術を体感できる場を創出します。

③アーティストと地域や来訪者の交流を促進する各種イベントの実施

国内外のアーティストと地域や来訪者の交流を促進し、「祭」としての楽しさやにぎわいを創出する各種イベントを実施します。

「さいたま国際芸術祭」には、国内外から多くの人々を集め、交流へとつなげるための祝祭性が求められます。そのため、①と②の展開に加え、様々なまつりや観光イベントとの連携を図るなど、「祭」としての楽しさやにぎわいを創出する取組を実施します。

また、「さいたま国際芸術祭」の開催に向け、空き家や空き店舗などを活用したアーティスト・イン・レジデンス¹事業を導入し、アーティストと参加者が共同で作品を制作するアートプロジェクトを実施するなど、アーティストと地域の交流を促進

¹ アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業のこと。

し、「さいたま文化を活かしたまちの活性化」を図ります。

■展開方針のイメージ

①アーティストによる最先端の 作品展示・公演

ジャンルにとらわれず、領域横断的に
先端的な作品を紹介

【展開例】

- ・本市における社会への関心や働き
掛けを志向する作品
- ・テクノロジーなど他領域との融合を
志向する作品（メディア・アート※¹
インタラクティブアート※²など）

②市民による文化芸術活動の 支援等

「さいたま国際芸術祭」の開催趣旨
に沿った文化芸術活動を支援

【展開例】

- ・市民主体のアートフェスティバル
との連携
- ・運営ボランティアの活動支援
- ・子どもが文化芸術に触れる機会や
体感できる場の創出

③アーティストと地域や来訪者の交流を促進する各種イベントの実施

交流を促進し、楽しさやにぎわいを創出する各種イベントを実施

【展開例】

- ・様々な「まつり」や「観光イベント」との連携
- ・アーティストと参加者が共同で作品制作を進めるアートプロジェクト（ア
ーティスト・イン・レジデンスの実施）

※1 コンピューターをはじめとする様々な先端メディア・テクノロジーを使用したアートの総称。

※2 観客の参加を促すアートの総称。センサーの使用等により、鑑賞者のアクションや環境の変化
を変数として作品に反映させるものが一般的。

（3）期待される効果

以上の開催方針に基づき、「さいたま国際芸術祭」を開催することにより、以下に
示す効果が期待されます。

なお、これらの効果を評価する手法について、今後、検討していく必要があります。

①市民の誇りと郷土への愛着の醸成

地域特性を活かした国際芸術祭の開催を通じて、現にあるさいたま市の魅力に改
めて気づき、また新たな都市文化の息吹に触れることで、さいたま市民としての誇
りを醸成し、郷土への愛着が深まります。

②市内の文化芸術活動の活性化と文化芸術都市としてのイメージアップ

市民の文化芸術活動への支援や最先端の芸術作品との出会い、国内外のアーティ
ストとの交流を通じて、市民の文化芸術活動への意識が高まり、市内の文化芸術活
動が活性化するとともに、そうして創造された「さいたま文化」が市内はもとより
グローバルに発信されることにより、文化芸術都市としてのイメージが向上します。

③経済波及効果による地域経済の活性化

国内外から多くの来場者を集めることで、その経済波及効果により地域経済が活性化します。また、長期的には、さいたま市全体の創造性が向上することにより、新たな価値を生み出す産業の創出へとつながることが期待されます。

3 開催構想

(1) 名称

「さいたま国際芸術祭」とします。

(2) 開催年及び開催時期・会期

初回の開催は、さいたま市誕生 15 周年に当たる平成 28 年度を目指します。

第 2 回以降は、十分な開催規模と企画内容の先進性を確保しつつ、持続的に開催するため、原則 3 年ごとの定期的な開催を目指します。

なお、会期については、今後検討する事業規模や内容にふさわしい日数とします。今後、開催時期と併せて、他の国際芸術祭の動向や市内の他のイベントとの連携可能性、収支の面などから検討を深め、実行委員会設置後に決定します。

(3) 会場

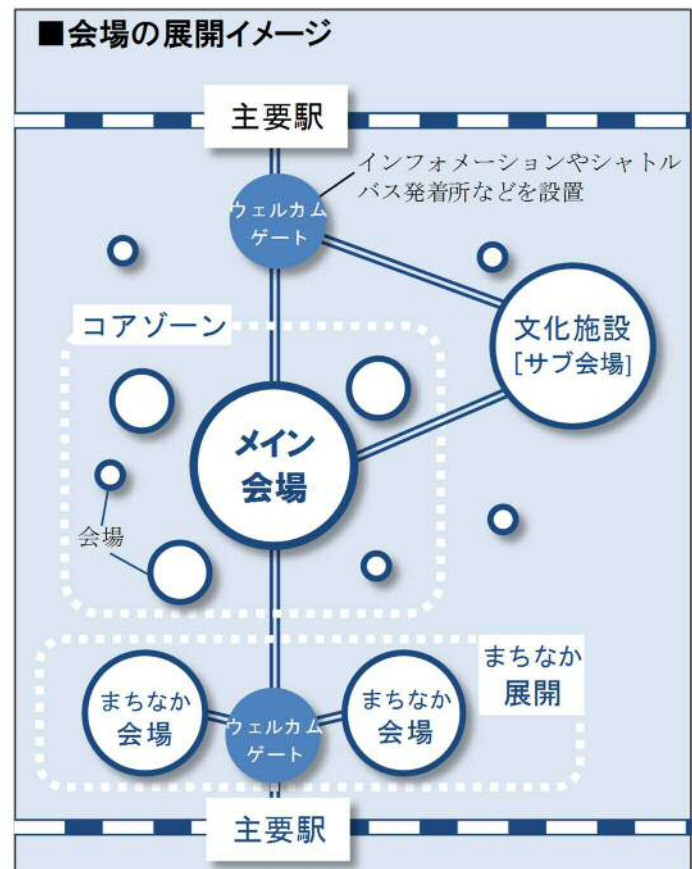
来場者の利便性確保に配慮した上で、メインテーマと企画内容を勘案し、本市の地域特性を引き出しながら、回遊性を高める会場配置を計画します。

会場の配置に当たっては、ある程度広い空間を確保し、魅力ある作品を集約的に鑑賞することができるメイン会場を中心に、徒歩又は自転車で回れる範囲の「コアゾーン」を設定します。

その上で、美術館などの「文化施設」や「まちなか」の空き店舗などを活用して、様々な会場で多様な文化芸術事業を展開します。

また、大宮駅やさいたま新都心駅、浦和駅などの市内主要駅周辺を情報と交通の拠点「ウェルカムゲート」として位置付け、インフォメーションセンターや各会場へのシャトルバス発着所などを設置します。

なお、メイン会場を含むコアゾーンの設定については、実行委員会設置後に、メインテーマと企画内容を検討する過程で、できるだけ早期に決定するものとします。



(4) 事業規模

国内の主な先行事例の事業規模は、下表のとおりとなっています。

■国内の政令指定都市等における国際芸術祭の事業規模（参考）						
	開催回数	会期	参加アーティスト	総事業費	来場者数	経済効果
札幌国際芸術祭 2017	2回	53日	151組	約6.2億円	約38万人	約53億円
ヨコハマトリエンナーレ 2020	7回	78日	69組	約10億円	約15万人	約74億円
新潟市水と土の芸術祭 2018	4回	87日	38組	約2.3億円	約72万人	約30億円
京都国際現代芸術祭 パラソフィア 2015	1回	62日	40組	約5億円	約26万人	約39億円
あいちトリエンナーレ 2019	5回	75日	93組	約13億円	約68万人	約287億円
さいたま国際芸術祭 2020	2回	30日	32組	約5.8億円	約7.6万人	約21億円

※各数値は、令和4年1月1日時点で公表されている事業実績報告書などによるもの。

「さいたま国際芸術祭」の具体的な事業規模は、後述する実行委員会において、政令指定都市である本市にふさわしい国際芸術祭としての事業規模や内容とします。

また、入場料などの事業収入のほか、公的な助成金等の活用や企業等の協賛・協力の募集など、様々な資金調達の方法を検討します。

(5) 広報活動

「さいたま文化」の創造、発信を担う国際芸術祭の広報においては、さいたま市内への発信はもとより、その魅力を広く国内外に発信していくことが求められます。

まず、市民参加型の国際芸術祭として、教育、健康福祉、経済など様々な分野に対して直接的な働きかけを行うことはもとより、芸術祭の準備期間における文化芸術活動の支援等、市民の日常生活と芸術祭を関連付ける取組を実施することにより、参加意欲等の向上につながる広報活動を進めます。

また、国際芸術祭等の広報に関する経験・知見を有する事業者などの協力を得ながら、国内外の文化芸術に関心を持つ層に対しても、来訪を促進する効果的な広報の方法を検討し、実施することとします。

4 開催体制

地域が一体となって「さいたま国際芸術祭」をつくり、盛り上げる観点から、各回の開催に向けた早い時期に、実行委員会を設置する必要があります。構成は、さいたま市を中心に、埼玉県や経済団体、文化芸術団体など、産学官民の幅広い団体等に呼び掛けることとします。

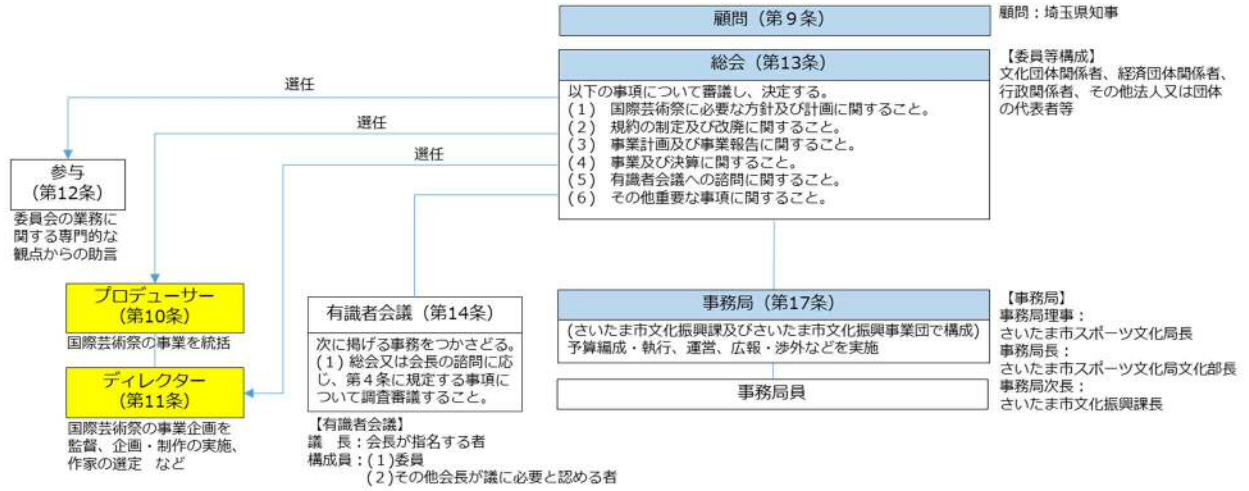
実行委員会は、この基本構想に掲げる開催目的の実現と開催方針の具体化に向け、国際芸術祭の事業を統括するプロデューサーと、専門的知識を活かして企画業務全般を監督するディレクターをそれぞれ選任し、具体的な開催テーマや事業内容等の開催計画については、有識者会議（さいたま・アート・フォーラム）において、事務局長及びディレクターとその下に配置する、国際芸術祭のトータルビジュアルを担当するビジュアルディレクターなどを中心に、検討を進めます。

ディレクターの選任に当たっては、この基本構想に掲げる開催目的や開催方針を踏まえた上で、先端的な事業構想を描き、その実現に向けて実効性のある企画チームを組織できる能力や組織運営の経験などを重視します。

また、「共につくり、参加する」芸術祭として、アーティストと市民の交流など、様々な要素が会う場やそれらが融合又は触発し合うきっかけの創出を基本方針とする「さいたま国際芸術祭」においては、事業の企画段階から市民の参画を求めるなど、市民とのパートナーシップの構築を目指します。

なお、将来的に十分な規模と能力を持つ団体が育成された場合、そうした団体に実施を委ねることも視野に入れることとし、当面の間、実行委員会形式を継続していくこととします。

さいたま国際芸術祭実行委員会



参 考 資 料

- 1 「(仮称) さいたまトリエンナーレ基本構想」の策定経緯
- 2 さいたま市文化芸術都市創造審議会 委員名簿
- 3 文化芸術に関する意見交換会 委員名簿
- 4 「さいたま国際芸術祭基本構想」の改訂経緯
- 5 文化芸術に関する意見交換会 委員名簿 (基本構想改訂時)
- 6 有識者会議 (さいたま・アート・フォーラム) 構成員名簿

1 「(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想」の策定経緯

■平成 24 年度

平成 24 年	5 月 29 日	第 1 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 ・文化芸術都市の創造について (諮問)
	11 月 1 日	第 2 回文化芸術に関する意見交換会 ・文化芸術都市創造に向けたシンボル事業のあり方について
平成 25 年	3 月 21 日	第 3 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 ・シンボル事業のあり方について

■平成 25 年度

平成 25 年	6 月 28 日	第 1 回文化芸術に関する意見交換会 ・シンボル事業について (コンセプト)
	8 月 27 日	第 1 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 ・シンボル事業に関する基本的な考え方について
	9 月 11 日	有識者インタビュー(1) ・東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科教授 熊倉 純子 氏
	9 月 19 日	有識者インタビュー(2) ・現代美術作家 白川 昌生 氏
	10 月 4 日	有識者インタビュー(3) ・京都市立芸術大学学長・埼玉県立近代美術館館長 建畠 哲 氏
	10 月 23 日	第 2 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 ・(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想について (骨子案)
平成 26 年	1 月 21 日	第 2 回文化芸術に関する意見交換会 ・(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想の検討状況について
	2 月 20 日	第 3 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 ・(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想 (案) について
	2 月 24 日	さいたま市文化芸術都市創造審議会 答申 ・文化芸術都市の創造について (答申)

■タウンミーティングの開催

1 期 間 平成 25 年 10 月 20 日～12 月 14 日 (各区で開催)

2 テーマ

(1) 文化芸術都市創造のための具体的な取組について

(2) シンボル事業としての(仮称)さいたまトリエンナーレについて

3 参加人数 計 238 人 (傍聴者 20 人を含む)

■ 諮問・答申

市ス文第 615 号
平成24年5月29日

さいたま市文化芸術都市創造審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇人

文化芸術都市の創造について（諮問）

さいたま市文化芸術都市創造条例第10条の規定により下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について

2 諮問理由

別紙のとおり

諮 問 理 由

さいたま市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適しています。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指しているところです。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められています。

そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要です。

そこで、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の策定及び同計画に基づく施策展開の方向性について、貴審議会の意見を求めるものがあります。

平成26年 2月24日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市文化芸術都市創造審議会
会長 加藤 種男

文化芸術都市の創造について（答申）

平成24年5月29日付け市ス文第615号で諮問を受けた、さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について、本審議会は、文化芸術に関する意見交換会や、パブリック・コメント等を通じた多くの皆様の意見を踏まえながら、平成24年度より計6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

こうした審議を踏まえ、さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画については「さいたま市文化芸術都市創造計画（案）」、文化芸術都市の創造に関する施策については「(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想（案）」を別冊のとおりまとめましたので、本日ここに答申いたします。

2 **さいたま市文化芸術都市創造審議会 委員名簿**
 (任期：平成24年5月29日～平成26年5月28日)

(敬称略)

	氏名	役職等
会長	加藤 種男	企業メセナ協議会 専務理事
副会長	田中 恭子	埼玉大学経済学部 教授
委員	青木 康高	さいたま市文化振興事業団 理事長
委員	安島 瑤山	公募委員
委員	稲田 浩	さいたま市文化協会 理事長
委員	島 頼子	さいたま観光国際協会 副会長
委員	永島 邦夫	さいたま市自治会連合会 副会長 ※平成25年8月～
委員	服部 圓	さいたま商工会議所女性会 会長
委員	平野 幸三	NHKさいたま放送局 局長 ※平成25年8月～
委員	細川 ゆきの	公募委員

[前任者]

- ・中村 みよ子 さいたま市自治会連合会副会長 ※～平成25年8月
- ・畑野 祐一 NHKさいたま放送局局長 ※～平成25年8月

3 文化芸術に関する意見交換会 委員名簿

(任期：平成24年7月31日～平成26年7月30日)

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	石上 城行	埼玉大学教育学部 准教授
副委員長	三須 康男	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長
委員	五十嵐 健一	鉄道博物館 学芸員
委員	井藤 仁	岩槻人形協同組合 理事
委員	大久保 佐貴玖	公募委員 ※～平成26年2月
委員	おかべ りか	挿絵画家・漫画家
委員	小林 正太郎	株式会社JTB関東 法人営業埼玉支店 マネージャー ※平成25年6月～
委員	齊藤 茂	公募委員
委員	柴原 早苗	公募委員
委員	宮本 智子	公募委員
委員	村木 益実	株式会社FM NACK5 編成部担当部長
委員	山口 聖子	公募委員
委員	山田 登美男	日本盆栽作家協会 代表幹事

[前任者]

- ・竹村 潤一 株式会社JTB関東 営業部マネージャー
※～平成24年10月
- ・花田 陽介 株式会社JTB関東 法人営業埼玉支店マネージャー
※平成24年11月～平成25年6月

4 「さいたま国際芸術祭基本構想」の改訂経緯

■平成29年度

平成29年 7月31日 第1回文化芸術に関する意見交換会
・国際芸術祭について

平成30年 3月7日 第2回文化芸術に関する意見交換会
・国際芸術祭開催概要について

■令和3年度

「さいたま市文化芸術都市創造計画」の改訂（令和3年3月）及び第3回さいたま国際芸術開催決定に伴う時点修正

■さいたま・アート・フォーラムの開催

第1回：平成30年2月15日（傍聴者数：22人）

・次回の展望及び求めるディレクター像について

第2回：平成30年2月26日（傍聴者数：24人）

・基本構想について

第3回：平成30年3月27日（傍聴者数：15人）

・基本構想改訂案・開催計画素案について

5 意見交換会 委員名簿（基本構想改訂時）

（任期：平成 29 年 7 月 31 日～平成 31 年 7 月 30 日）

（敬称略）

	氏 名	役職等
委員長	石 上 城 行	埼玉大学教育学部 准教授
副委員長	石 川 護	公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長
委 員	赤 津 郁 江	株式会社 J T B 関東 法人営業埼玉支店 グループリーダー
委 員	あらい 太朗	北沢楽天顕彰会 理事
委 員	五十嵐 健一	鉄道博物館 主任
委 員	井 藤 仁	岩槻人形協同組合 理事
委 員	大 沢 英 子	公募委員
委 員	久 米 尚 子	さいたま市美術家協会 評議員
委 員	佐 復 恵 治	公募委員
委 員	茅 野 憲 一	公募委員
委 員	長 井 武 志	公募委員
委 員	宮 内 則 幸	公募委員
委 員	森 口 達 治	株式会社 FM NACK 5 放送本部編成制作部担当部長
委 員	山 田 登 美 男	日本盆栽作家協会 代表幹事

[前任者]

・久連山 健 株式会社 J T B 関東 法人事業 チームマネージャー

※～平成 30 年 2 月

6 有識者会議（さいたま・アート・フォーラム）構成員名簿

（敬称略）

	氏 名	役職等
議 長	芹 沢 高 志	P3 art and environment 統括ディレクター
構成員	石 上 城 行	埼玉大学教育学部 准教授
構成員	大 西 起 由	さいたま国際芸術祭実行委員会事務局長
構成員	小 沢 剛	東京藝術大学美術学部教授
構成員	澤 田 英 行	芝浦工業大学システム理工学部教授
構成員	松 田 法 子	京都府立大学生命環境学部講師

※有識者会議（さいたま・アート・フォーラム）とは、さいたま国際芸術祭実行委員会第14条に基づき、実行委員会に設置された会議